

NEWS RELEASE

令和7年4月25日 14:00 資料配布
14:00 発表 国土交通本省同時発表



国土交通省 神戸運輸監理部
海上安全環境部 運航労務監理官



船員法に違反した船舶所有者の公表について

国土交通省では、船員の労働条件、労働環境の適正化及び航海の安全の確保等を図るため、運航労務監理官(船員労務官)により船員労務監査を実施し、船員法等の違反が認められた場合に戒告処分等を行っているところです。

また、戒告処分等の内容に応じてポイントを付加しており、そのポイントの累計が一定数以上となった船舶所有者を国土交通省及び地方運輸局のホームページにおいて公表しております。

令和6年度第4／四半期において、神戸運輸監理部管内で、公表対象となった船舶所有者があったため、別紙のとおり、神戸運輸監理部のホームページにて、公表を行います。

1. 公表の対象

船員法等に違反し、付加されたポイント（ポイント継続期間は最長2年間）の累計が120ポイント以上となった船舶所有者

2. 公表期間

令和7年4月25日（金）から6か月間

（期間経過後、別紙資料はホームページ上から削除いたします。）

配布先
神戸海運記者クラブ

問い合わせ先
神戸運輸監理部海上安全環境部運航労務監理官 担当：小南、八澤 電話：078-321-7058（直通）



C to Sea プロジェクト

海や船が「楽しく身近な存在」になるための取組み。

ポータルサイト「海ココ」→

